

事務連絡  
令和8年2月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品に別表1及び2の医薬品が、同法第4条第3項第4号ロの規定に基づく特定要指導医薬品及び同法第4条第6項の規定に基づく要指導医薬品に別表1の医薬品が、本日指定されましたので、お知らせします。

なお、別表1及び2の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

[\(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html)において掲載いたします。

(別表 1 )

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
レボノルゲストレル	レゾエル 72	富士製薬工業株式会社	令和 8 年 2 月 10 日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3 年又は同一性を有すると認められた品目の残余期間）

(別表 2 )

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
メロキシカム	イブモービック	エスエス製薬株式会社	令和 8 年 2 月 10 日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3 年又は同一性を有すると認められた品目の残余期間）